

## 主 文

- 1 本件再審査請求のうち、労働基準監督署長が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分に係る部分については、再審査請求を棄却する。
- 2 本件再審査請求のうち、労働基準監督署長が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分のうち、○年○月○日から同年○月○日までの期間の部分については再審査請求を棄却し、同年○月○日から同年○月○日までの期間の部分については再審査請求を却下する。
- 3 本件再審査請求のうち、労働基準監督署長が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分に係る部分については、再審査請求を却下する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付け、○年○月○日付け及び同年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する各処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するB所在のCにおいて調理師として就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関を受診し、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。請求人によると、長時間労働と職場のストレスで精神障害を発病したという。
- 3 請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日から同年○月○日までの期間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本

件疾病は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として、これを支給する旨の処分（以下「第1次処分」という。）をした。

請求人は、第1次処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、〇年〇月〇日付けで、第1次処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の決定を受け、上記の請求につき給付基礎日額を〇円とする変更決定を行うとともに、給付基礎日額を同額として、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間及び同月〇日から同年〇月〇日までの期間の休業補償給付を支給する旨の各処分（変更決定と併せて以下、「第2次処分」という。）をした。

請求人は、第2次処分を不服として、審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成29年労第102号）。

4 本件は、請求人が、①〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間（以下「期間A」という。）、②同月〇日から同年〇月〇日までの期間及び③同月〇日から〇年〇月〇日までの期間（以下「期間D」という。）に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、給付基礎日額をそれぞれ、期間Aについては年齢階層別の最高限度額を適用して〇円として、上記②のうち〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「期間B」という。）については年齢階層別の最高限度額を適用して〇円、上記②のうち同年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間（以下「期間C」という。）については〇円として、期間Dについては〇円として、これらを支給する旨の各処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、審査官に対しそれぞれ審査請求をしたところ、審査官は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第14条の2の規定に基づき、これらを併合して審査し、〇年〇月〇日付けで棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

6 請求人は、第2次処分の給付基礎日額を不服として、その取消しを求める訴訟を提起したところ〇年〇月〇日付けで地方裁判所が第2次処分を取り消す旨の判決をしたことから、監督署長は、〇年〇月〇日付けで第2次処分の給付基礎日額を〇円とする旨の変更決定をするとともに、本件処分のうち、期間C及び期間Dの処分について、給付基礎日額を〇円とする旨の変更決定（以下「本件変更処

分」という。)をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

1 期間A及び期間Bに係る休業補償給付の支給に関する処分について、請求人の給付基礎日額について年齢階層別の最高限度額を適用し〇円とした処分が妥当か。

2 期間C及び期間Dに係る休業補償給付の支給に関する処分についての本件再審請求が適法か。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 前提事実

(略)

#### 2 判断の要件

(略)

#### 3 当審査会の事実認定及び判断

(1) 監督署長は、〇年〇月〇日付けで第2次処分を取り消す旨の判決を受けたことから、同年〇月〇日付けで本件変更処分をしており、保険給付等支給決定の変更決定通知書には、その理由として、要旨、「すでに〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの休業補償給付については、平均賃金を〇円〇銭として決定済みであったが、〇年〇月〇日付け事件番号〇〇により処分の取り消しを受けたため、平均賃金を〇円〇銭へ変更し、その差額が生じたもの。なお、〇年〇月〇日以降の休業補償給付については、年齢階層別を適用している。給付基礎日額は〇円、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの年齢階層別の最高限度額が〇円であるため、請求期間：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの休業補償については、追給が生じていないもの。」と記載されている。また、同通知書添付の変更決定の内訳からも、本件処分のうち期間C及び期間Dの休業補償給付について、給付基

礎日額を〇円とする本件変更処分を行っていることが確認できる。

- (2) 本件処分のうち期間A及び期間Bの休業補償給付については、本件変更処分の対象とはなっていないところ、監督署長は、給付基礎日額については年齢階層別の最高限度額を適用して〇円としていることが認められる。

この点、当審査会において詳細に検討したが、請求人は〇年〇月〇日に本件疾病と診断され療養を開始しており、期間A及び期間Bは療養を開始してから1年6か月以上を経過していることから、労災保険法第8条の2第2項及び27年7月28日付け厚生労働省告示第326号により、年齢階層別の最高限度額である〇円が適用されるものと認められるところであって、監督署長の上記処分は妥当なものである。

- (3) ところで、再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第50条において準用する同法第10条において、再審査請求が不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるときは、裁決をもってこれを却下しなければならないこととされている。また、労災保険法第38条第1項においては、審査官の決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができることと定められているところ、再審査請求ができる場合とは、取消しによって請求人が救済されるべき法的利益がある場合に限られるものと解することが相当である。

本件再審査請求についてみると、本件処分のうち期間C及び期間Dの休業補償給付については、本件変更処分がされたことにより審査の対象となる原処分が存在しない不適法なものというべきであり、その欠陥を補正することができないことは明らかであることから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

#### 4 結 論

以上のとおり、期間A及び期間Bの休業補償給付の支給に関する処分に係る部分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、その部分の本件再審査請求を棄却し、期間C及び期間Dの休業補償給付の支給に関する処分に係る部分については、本件再審査請求を却下することとして、主文のとおり裁決する。